

# 商工会議所の推薦による マル経融資

無担保

無保証人



マル経融資制度（小規模事業者経営改善貸付）は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証人・低金利でご融資する日本政策金融公庫の制度融資です。

|       |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| 対象    | 下記「ご利用いただける方」参照                              |
| 利率    | 3.05%（令和8年10月現在）利率は変動しますのでご確認ください。           |
| 融資限度額 | 2,000万円                                      |
| 担保保証人 | 不要です（保証協会の保証も不要）                             |
| 返済期間  | ○運転資金10年以内（据置期間2年以内）<br>○設備資金10年以内（据置期間2年以内） |

## ●ご利用いただける方

### ご利用いただける方

- ・常時使用する従業員が20人以下（宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業にあっては5人以下）の法人・個人事業主の方
- ・最近1年以上事業を行っている方
- ・商工会議所・商工会の経営指導を原則6ヵ月以上受けている方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、県・市民税）を完納している方
- ・日本政策金融公庫の融資対象業種である方

※審査の結果により、融資をご利用いただけない場合やご希望どおりの融資条件とならない場合がございます。

## ●主な必要書類

### 法人の方

- ・前期・前々期の決算書および確定申告書（勘定科目明細書）
- ・決算後6ヵ月以上経過の場合は最近の残高試算表
- ・法人税・事業税・法人県市民税の領収書または納税証明書
- ・履歴事項全部証明書（商業謄本）
- ・見積書・カタログ等（設備資金をお申込みの場合）

### 個人事業主の方

- ・前年・前々年の決算書（または収支内訳書）および確定申告書
- ・所得税・事業税・県市民税の領収書または納税証明書
- ・見積書・カタログ等（設備資金をお申込みの場合）

※上記以外の必要書類はご相談時に別途ご案内いたします。

まずはお気軽  
にご相談  
ください

守山商工会議所 指導課  
077-582-2425

